
今月の視点 ― CO₂ 排出削減で中国がすべきこと

経済調査部 齋藤 尚登

2015 年 11 月～12 月にパリで開催が予定される国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）を前に、中国が温室効果ガス排出の削減目標を発表した。具体的には、①2030 年前後に CO₂ 排出総量がピークとなることを目標とし、より早期にピークを迎えるように最大限努力する、②2030 年までに GDP 当たりの CO₂ 排出量を 2005 年比で 60%～65%削減する、③2030 年までにエネルギー消費に占める非化石燃料の割合を 20%に増やす、④2030 年までに森林蓄積量を 2005 年比で 45 億 m³増加させる、ことを目標に掲げた。ちなみに、主要先進国の CO₂ 削減目標は、日本は 30 年までに 2005 年比 25%減、米国は 25 年までに同 26%～28%減、EU は 30 年までに同 35%減と、排出量そのものを大幅に減らすことになっている。

中国の CO₂ 排出量が世界全体に占める割合は、2012 年時点で 26%と最大である。その中国の CO₂ 排出量が 2030 年前後まで増え続けるのは世界にとって脅威であり、可能な限り早い時期でのピークアウトが望まれるのは言うまでもない。ただし、中国にしてみれば、経済政策運営のトップ・プライオリティは雇用安定であり、ある程度の経済成長の維持を最優先に、CO₂ を鋭意削減していくということなのであろう。

中国が掲げる目標は実現不可能ではない。2014 年までに GDP 当たりの CO₂ 排出量は 2005 年比で 33.8%削減され、森林蓄積量は第 6 回全国森林資源調査（1999 年～2003 年）の 124.6 億 m³から第 8 回（2009 年～2013 年）には 151.4 億 m³へと 26.8 億 m³増加した。

中国は 2014 年前後から CO₂ 排出量削減への取り組みを強化している。2014 年 5 月には国務院（内閣）が「2014 年～2015 年の省エネ・排出削減低炭素発展行動方案」を発表し、GDP 当たりの CO₂ 排出量を 2014 年は 4%、2015 年は 3.5%以上削減するとした。さらに、2015 年 1 月 1 日に環境保護法（改訂版）が発効。環境保護部による取締権限が強化され、違法工場の閉鎖や関連物品の押収、刑事拘留等に関する権限が認められ、罰金額の上限が撤廃されたこと、環境汚染に関して適切な対応をしない行政部門に対して、責任を追及することなどが明記された。

2014 年以降、特に 2015 年上半期は、GDP 当たりの CO₂ 排出量削減は大きく進展したのではない（2014 年の削減率はまだ発表されていない）。上記のような取り組み強化もさることながら、固定資産投資（特に不動産開発投資）の減速により、鉄鋼、セメントなど電力消費量の多い産業の生産が低迷し、それが石炭燃焼の抑制を通じて CO₂ 排出量削減につながったとみられるためである。景気が悪くなると削減率が高まり、（投資主導で）景気が良くなると削減はままならないのが、中国のこれまで辿ってきたパターンである。

今後、中国は景気が底打ちから回復に向かうなかでも、GDP 当たりの CO₂ 排出量を削減し続けなければならない。まずは、エネルギー効率が低く汚染物質を多く排出する設備については、従来のような一時休止ではなく、「廃棄」がしっかりと実施される必要がある。それに加えて、伝統的産業のアップグレードや戦略的新興産業の発展、サービス産業の発展など産業構造の高度化など、当たり前の政策を愚直に進めることが求められている。